

協議第 2 3 号

補助金、交付金等の取扱いについて

補助金、交付金等の取扱いに係る調整方針を、次のとおりとすることについて協議を求める。

- 1 両市で同様に実施している補助金、交付金等の事務については、原則、可能な限り統合する。ただし、合併後の市において、必要性に欠ける補助金、交付金等の事務については、廃止する。
- 2 一方の市のみで実施している補助金、交付金等の事務については、内容、金額及び補助効果等を精査の上、継続すべきものについては合併後も実施する。
- 3 義務的な補助金、交付金等については、現行のとおりとする。

平成 2 9 年 3 月 2 8 日提出

小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する
任意協議会 会長 加藤 憲一

【調整理由】

- ・市民サービスの水準や内容等を十分に検討し、より効率的な方法で市民サービスの向上を図るため。
- ・従来からの経緯、実績等に配慮しつつも、行財政改革の観点から事務事業の妥当性・必要性について検討を行うことが必要なため。